

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和3年10月25日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 石川 正志

記

1. 監査対象 環境課の令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和3年8月30日から令和3年9月29日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
備品管理、災害備蓄品在庫管理にあたり、台帳が適正に整備されていない。	備品管理については、ご指摘いただきました物品の増減や品目、個数、購入廃棄月日等を記載し、台帳を整備することとし、適正な管理を行うよう改善します。 災害備蓄品在庫管理につきましても、備品管理と同様に台帳整備を行い適切な災害備蓄品の管理に努めます。